

大分県報

令和四年
第三五九号
十一月十五日

（火曜日）

目次

告示

指定納付受託者の指定.....
臨時種畜検査の実施.....
付保義務の発生.....

○告示

大分県告示第四百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。
令和四年十一月十五日

一 指定納付受託者の名称及び所在地
大分県知事 広 瀬 勝 貞

名称	所在地	指定をした日
ブリッジ・モーション・トゥ モロー株式会社	東京都品川区西五反田七丁目七番七号S Gスクエア七階	令四・一一・一五

二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等
キャッシュレス決済の方法により納付する手数料、使用料及び諸収入

三 指定期間
指定をした日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第四百四十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次の

とおり臨時種畜検査を実施する。

令和四年十一月十五日

検査期日	令和四年十二月五日
検査場所	竹田市久住町
家畜の種類	牛

大分県告示第四百五十号

杵築市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

令和四年十一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞